

三重県DWATの登録にご協力ください

三重県DWATとは

- ・DWAT は災害派遣福祉チーム (Disaster Welfare Assistance Team) の略であり、災害時、避難所において課題を抱える子ども、障がい者、高齢者といった災害時要配慮者を支援する専門チームです。頭文字をもって「ディーワット」と呼びます。
- ・状態の重篤化等の二次的な被害を減らし、日常生活に移行できるように支援します。
- ・三重県 DWAT は、三重県や関係団体との協定からなる公的なチームです。
- ・厚生労働省通知により全国で取り組みが始まっており、三重県では令和2年3月に三重県と関係団体が協定を結びました。

職員が三重県DWATに登録し活動するメリット

- ・研修や活動を通して職員の意識が高まり、社会福祉施設の防災力(災害対応力)向上が期待できます。
- ・養成研修を通じて、県内の社会福祉施設と相互受援の関係を築くことができます。
- ・社会福祉法人に求められる「地域における公益的な取り組み」となります。
- ・防災を通じた地域との関係づくりを図れます。
- ・BCP 策定と訓練実施につながります。

※三重県DWAT 登録の流れ

社会福祉施設・個人
から協力の申し出

養成研修の受講

三重県DWATに登録



災害時の派遣について(基本の考え方)

避難所から自治
体に派遣要請

事務局から社会
福祉施設・個人
へ派遣要請

三重県DWAT
を派遣

避難所での要
配慮者支援

5日間程度の
期間を想定

費用は災害救
助費から拠出

施設の業務
として活動

- ※保険は、労災保険及び事務局が加入する国内旅行保険、損害賠償責任保険を適用します。
- ※社会福祉施設に所属していない場合も、別途保険を適用します。

参考

厚生労働省通知平成30年5月31日社援発0531第1号「災害時の福祉支援体制の整備について」 災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン(一部抜粋)

- ・各都道府県は、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、都道府県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体などの官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」を構築する
- ・社会福祉法人については、社会福祉法第24条第2項に基づき、「地域における公益的な取組」を実施する責務が課されていることから、当該取組の一環として、ネットワークに積極的に関与し、チームへの人員の登録とともに、事務局への協力、災害時のチーム員の派遣を通じた支援活動等を積極的に行うことが期待される

三重県 DWAT の災害時における支援活動

避難所内での相談支援、福祉的トリアージ、避難所等の環境整備、福祉避難所への移送支援、医療との連携等

三重県 DWAT のチーム編成

社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員の他、保育士や生活相談員、理学療法士等でチームを編成

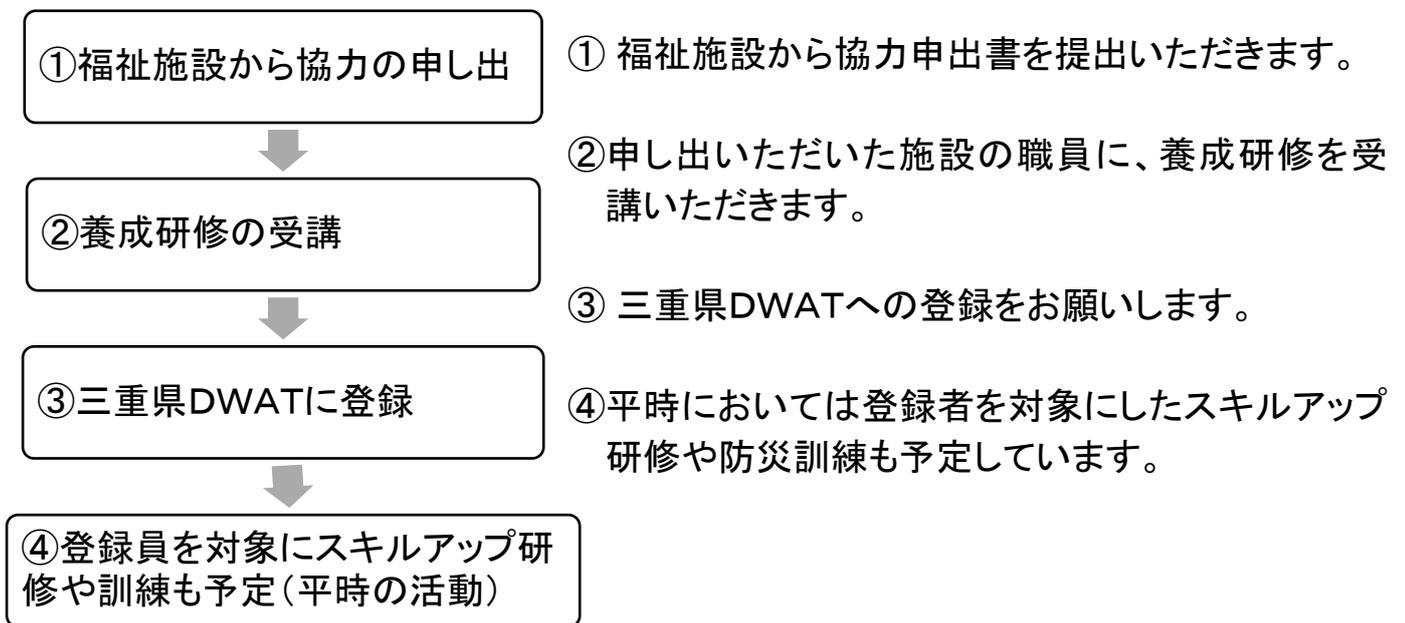
三重県と福祉関係団体からなる災害時における協定を締結(令和2年3月18日県庁にて締結式)



三重県DWAT(三重県災害福祉支援ネットワーク)協定団体

三重県、三重県社会福祉法人経営者協議会、三重県老人福祉施設協会、三重県身体障害者福祉施設協議会、三重県精神障がい者福祉事業所連絡協議会、三重県知的障害者福祉協会、三重県老人保健施設協会、三重県児童養護施設協会、三重県母子生活支援施設協議会、三重県救護施設協議会、三重県地域包括・在宅介護支援センター協議会、三重県保育協議会、三重県地域密着型サービス協議会、三重県デイサービスセンター協議会、三重県社会就労センター協議会、三重県社会福祉士会、三重県精神保健福祉士協会、三重県介護福祉士会、三重県理学療法士会、三重県介護支援専門員協会、三重県相談支援専門員協会、三重県医療ソーシャルワーカー協会、三重県社会福祉協議会 ※法人格省略

※三重県DWAT登録の流れ



災害時の派遣について

- ・災害時における派遣は、活動5日間程度、5人1組を想定しています。
- ・原則、福祉施設の業務として派遣いただきます。
- ・派遣時は、事務局が加入する国内旅行保険及び損害賠償責任保険を適用します。
- ・派遣に必要となる費用は、災害救助費から拠出されます。